

2010.9.6

公立図書館と学校図書館との連携について

塩見 昇

連携・協力の理念と根拠

- 法的・制度的根拠 図書館法第3条
学校図書館法第4条
- 理念・意義 ユネスコ公共図書館宣言（1994年）
学校図書館宣言（1999年）
子どもの読書活動推進法 など

連携・協力の主要な内容

- 相互貸借、主として公立図書館からの資料補給
 - 求めに応じて個別の資料提供
 - まとまった資料群、コレクションの補給
- 情報提供、ネットワークづくり
 - レファレンスの支援
 - 県域横断検索など資料・情報源への案内、DB提供
- 公立図書館司書による学校・学級訪問
- 学校（学級）単位での図書館訪問、現地における図書館学習
- 司書・司書教諭の共同学習 資料やサービスの学習、資料作成
- その他 体験学習の受入、図書館協議会への参加 など

教育計画、授業計画・過程への支援、参加、協働

近年の動向から

- 子どもの読書活動推進における共同、連携
- 教員支援のサービス活動 文科省サポーターズ会議報告（2009.3）でも重視
- 協働して教育（の中身）をつくることへの模索、展開

【参考文献】

- 塩見昇 教育の中身をつくる協働—学校図書館と公共図書館との連携の新展開
『図書館の発展を求めて：塩見昇著作集』日本図書館研究会 2007年